

# 収集すべき情報の説明資料（ヤ行）

収集すべき情報の説明資料

（ ヤ 行 ）

## [ 目次 ]

- |             |   |     |
|-------------|---|-----|
| 1. 優良農地     | … | ヤ-2 |
| 2. 養殖場の流入経路 | … | ヤ-4 |

## 1. 優良農地

（農地法及び広辞苑より抜粋）

### 概要

優良とは、他のものにまさってよいこと。

農地とは、耕作の目的に供される土地のことです。（農地法第2条第1項）

### 農地の制限

**農地**又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。（農地法第3条第1項）

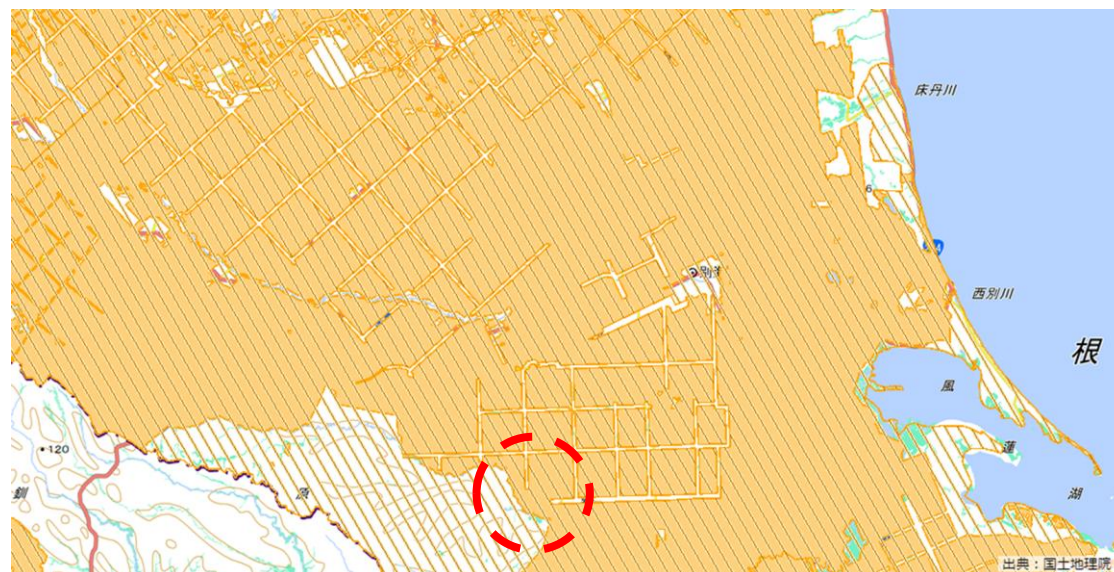
**農地を農地以外のものにする者**は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。（農地法第4条第1項）

**農地を農地以外のものにするため**又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。（農地法第5条第1項）

## 1. 優良農地

（環境省及び農林水産省のホームページより抜粋）

[国土交通省「国土数値情報（農業地域）平成27年度」をもとに加工（EADAS）]



## [農林水産省eMAFF農地ナビ]

ホーム > 地図から探す > 市区町村を選ぶ > 大字を選ぶ > 農地詳細情報

当システムの使い方は「ご利用方法」のページを、ご希望の農地の探し方は「農地探しナビゲーター」のページをご覧ください。

基本的事項 シミュレーション

農地ナビシミュレーション：地域モード

地番の表示設定

農地の地番を一括表示する

ラベルの設定

設定しない

シミュレーションの条件の設定

地目

設定しない

遊休農地かどうか

シミュレーション終了

※優良農地を示した公的機関の図面は見つかりませんでした。

## 2. 養殖場の流入経路

（水産庁のホームページより抜粋）

### 概要

養殖場とは、養殖の用に供することを目的とした施設であって、養殖池と関連施設で構成されるもののことです。養殖とは、魚介・海藻などを生簀や、カゴ、縄などを使って人工的に飼養して繁殖させることで、陸上養殖と海面養殖に分けられます。

魚類養殖の養殖生産施設は、生簀で育てる方法と養殖池で育てる方法に分けられます。

生簀とは網でできた囲いのことで、これを海中にぶら下げ、その中で魚を成長させます（小割り式養殖）。

魚は生簀の中に閉じ込められた状態なので、餌やり、種苗の活け込み、収穫等の作業のため漁船を用いることになります。この方式は、大規模な土木工事もなく、自然の潮通しがあるため水質管理もしやすいという利点があることから、海面魚類養殖業での主流となっています。

内水面養殖では、河川を養殖用に囲うことが困難なので、養殖池を用います。また、砂に潜る性質があるクルマエビや、水温の管理が重要でかつ単価が高いヒラメ等では陸上水槽等を用いた陸上養殖（流水式）による養殖方法が主流となっています。

最近脚光を浴びている閉鎖循環式陸上養殖は、閉鎖環境の中で水を濾過循環しつつ養殖を行うものです。海から離れた地域でも海産生物を養殖できること、水の使用量が少ないこと、周囲の環境から完全に隔離されるのでその影響を受けないこと等から注目を集めています。しかし、設備建設の費用や運転コストが高いほか、複数の機械機器を使うため故障が発生する可能性が高いこと、魚病や停電が発生した場合は大きな被害が発生する可能性が高いこと等から、現在はトラフグ、アワビ等単価の高い魚種の養殖でのみ実施され、その事業規模も限られたものとなっています。

## 2. 養殖場の流入経路

（環境省のホームページより抜粋）

[各都道府県から収集した内水面漁業権に係る資料（平成28年度）（EADAS）]

